

川崎市青少年科学館の電子顕微鏡利用に関する要領

25川教青科第177号
平成25年10月23日 教育長決裁

1 目的

この要領は、川崎市青少年科学館（以下、「科学館」という）の電子顕微鏡利用について、科学館の事業実施を妨げない範囲において、科学館の事業実施に係る団体等（以下、「団体等」という）の利用を認め、その利用許可等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 利用できる機器

利用できる機器は、研究管理棟調査研究室に設置してある電子顕微鏡及びそれに関わる付属品とする。

3 利用基準

電子顕微鏡の利用が認められる基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 科学館の調査研究事業に関するものであること
- (2) 科学館の収集保存事業に関するものであること
- (3) その他、科学館館長（以下、「館長」という）が認めたもの

4 利用申請

電子顕微鏡を利用する団体等は、利用日の3週間前までに川崎市青少年科学館電子顕微鏡利用申込書（第1号様式）により申請を行うものとする。

5 承認等

館長は、前項の申請書を受理したときは、第3項の基準に基づきその内容を審査し、申請を承諾するときは川崎市青少年科学館電子顕微鏡利用承諾通知書（第2号様式）により、また申請を承諾しないときは川崎市青少年科学館電子顕微鏡利用不承諾通知書（第3号様式）により、速やかに団体等に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月10日から施行する。

川崎市青少年科学館電子顕微鏡利用申込書

平成 年 月 日

(あて先)

川崎市青少年科学館長

団体名

所在地

代表者名

電話番号

利用目的

予定人員

利用日時

平成 年 月 日 (曜日) 時 ~ 時

備考

川教青科第 号
平成 年 月 日

川崎市青少年科学館電子顕微鏡利用承諾通知書

様

川崎市青少年科学館長

平成 年 月 日付けで申請のありました電子顕微鏡の利用について、次のとおり承諾いたします。

利用目的	
予定人員	
利用日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 ~ 時
備考	<p>(1) 電子顕微鏡利用の際には、この承諾通知書をお持ちください。</p> <p>(2) 承諾を受けた後に利用予定に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。</p> <p>(3) 承諾通知書を交付した後においても、利用基準に適合しない事実が判明したとき、申請書に虚偽が認められたとき又は館長が必要と認めたときは、その承諾を取り消すことがあります。</p> <p>(4) 機器等の故障・破損等については、速やかに報告してください。</p>

川教青科第 号
平成 年 月 日

川崎市青少年科学館電子顕微鏡利用不承諾通知書

様

川崎市青少年科学館長

平成 年 月 日付けで申請のありました電子顕微鏡の利用については、次の事由により不承諾とします。

利用目的	
予定人員	
利用日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 ~ 時
不承諾の事由	